

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日発三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆告示 製炭合理化促進事業補助金交付要綱  
土地の公用廃止  
道路位置の指定
- 基準給食施設等の承認  
国民健康保健医等の登録  
豚コレラ予防注射の実施  
牛のピロプラズマ病検査の実施  
牛のピロプラズマ病検査等の実施  
鶏のひな白痢検査の実施  
毒物及び劇物取扱者試験の実施
- ◆正誤 昭和三十七年七月二十七日付け鳥取県人事委員会議規則第二十七号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第四百三十七号

製炭合理化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 製炭合理化促進事業補助金交付要綱

#### (目的)

第一条 製炭合理化促進事業補助金の交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (補助事業者の範囲)

第二条 製炭合理化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者であつて、木炭搬送施設、切炭機及びチェンソー（以下「施設等」という。）の整備を行なうものとする。

- 一 農業協同組合

二 森林組合

三 自ら木炭を生産する者の構成する組合で知事が認定したもの

（補助事業の種類等）

第三条 補助事業の種類、事業の内容、交付対象の要件及び補助率は、別表のとおりとする。

（申請書の添付書類）

第四条 規則第五条第一号に規定する事業計画書は、第一号様式のとおりとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第五条第一号及び第二号に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を申請書に添えなければならない。

一 施設等の整備位置図

二 今後三年間における組合員の施設等利用計画と木炭生産計画

三 施設等の製作書（製造会社）、型式及び見積書

四 その他参考となる書類

（申請事項の変更）

第五条 規則第十一条の規定による申請は、第二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（施設等の管理責任）

第六条 補助金の交付を受けた組合は、当該補助金に係る施設等を組合員に使用させる場合は、管理簿によつてその所在及び管理責任者をあらかじめ記し、善良な管理をしなければならない。

（書類の経由機関）

第七条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて所轄地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

2 奥地製炭促進補助金交付要綱（昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十三号）及び木炭加工施設設置事業補助金交付要綱（昭和三十六年八月鳥取県告示第四百七十九号）は、廃止する。

別表

事業の種類	事業の内容	交付対象の要件	補助率
木炭搬送施設整備事業	荷重五〇キログラムに耐え搬送距離一、〇〇〇メートル以上のものを標準とし、三年以上の使用に耐え得る木炭搬送施設を整備する事業	1 組合の地区内に奥地（主たる集荷駅港頭から四〇キロメートル以上の地域、若しくは製炭地の中心が道路又は林道（自動車道）からの搬送距離五キロメートルを超え、そのうち一キロメートル以上が人肩搬送による地域）を有し、かつ、その地域内の林野率が七五％以上で木炭搬送施設の効率的な利用のできる組合	当該補助事業に要する経費の三分の二以内
切炭機整備事業	原則として動力機械であつて、三年以上の使用に耐え得る切炭機を共同利用できる事業	2 原則として、奥地において製炭原木を確保し、製炭に従事する製炭者若しくは製炭に依存する度合の高くない第一種兼業製炭者四世帯以上が共同利用させ、木炭搬送施設の効率的な利用をほかり得る組合	当該補助事業に要する経費の三分の二以内
チェンソー整備事業	四馬力以上の能力を有し、三年以上の使用に耐え得るチェンソーを整備する事業	組合の地区内における木炭生産量が年間二〇〇トン以上ある組合	当該補助事業に要する経費の三分の二以内

事業主体	事業場所	組合の		林野面積 B ha	林野率 B/A %	地区内の木炭生産者		地区内の木炭生産量		備考
		全面積A ha	面積B ha			全生産者 人	組合加入者 人	全生産量 kg	組合取引量 kg	

第2号様式

第 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

組合の所在地  
組合の名称  
代表者 氏名

昭和

年度製炭合理化促進事業計画変更申請書

昭和 年 月 日付け鳥取県受第 号で補助金交付決定(交付内示)の通知があつたこの事業の実施について、下記理由により、事業の内容(申請事項)を別紙のように変更したいので、承認されたく、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

変更の理由

(添付書類)

- 1 事業変更計画書 (様式第1号に準じて作成すること)
- 2 更正収支予算及び見積書
- 3 その他参考となる書類

鳥取県告示第四百三十八号

次の土地は、昭和三十七年八月十日から公用を廃止した。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市田島字猿尾打越 道路敷 二二八坪(合四勺) 松下

鳥取県告示第四百三十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

記

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年八月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 住所氏名

道路の位置の指定場所

道路巾員及延長

倉吉市福吉町 坂本明義

倉吉市福吉町字長門土手

三三三三三三三三三三  
八八八八八八八八八八  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
のののののののののの  
六五四一 幅員 〇米  
一延長 三、三米

鳥取県告示第四百四十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九條の規定による申請に基づき次のとおり昭和三十七年八月二日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 住所氏名

道路の位置の指定場所

道路巾員及 延長

米子市上福原	米子市上福原	五二〇番地の三	幅員 四、〇米
米子市上福原一五	米子市上福原	五二二番地の四	
福原一二番地	米子市上福原	五二二番地の五	
井上福寿	米子市上福原	五二二番地の六	
	米子市上福原	五二二番地の七	
	米子市上福原	五二二番地の八	延長 一〇七、八米
	米子市上福原	五二二番地の九	
	米子市上福原	五二二番地の十	
	米子市上福原	五二二番地の十一	
	米子市上福原	五二二番地の十二	
	米子市上福原	五二二番地の十三	
	米子市上福原	五二二番地の十四	

鳥取県告示第四百四十一号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づく基準給食、基準寝具各施設として、次のとおり承認した。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称 倉吉市明治町

給食 基準給食 承認番号 第三十三号

寝具 基準寝具 承認番号 第五号

採用点数表 昭和三七、七、一 乙の二

信生病院 倉吉市明治町

(食) 三病棟 三〇床

(寝) 一病棟 七〇床

昭和三七、七、一 乙の二

鳥取県立 整肢学園 米子市皆生

(寝) 第五号 一病棟 七〇床

甲

鳥取県告示第四百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十八條の規定する登録について、同法第三十九條第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九條の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏 名 登録年月日

鳥国医九三六 中本 二郎 昭和三十七年八月一日

〃 九三七 新 太喜治 〃

〃 九三八 千貫 寿直 〃

鳥国医二二九 倉繁 千勢子 〃

鳥国医一四二 山内 晃 〃

鳥取県告示第四百四十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六條の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く
- 四 実施の期日 昭和三十七年八月十一日から九月十日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第四百四十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防

法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 血液塗沫検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月 十六日	日野郡日南町日野上	矢戸、三栄検査場
〃 十七日	多里	新屋、多里
〃 十八日	大宮	印賀、本山
〃 二十日	福米	上坂、大坂

- 〃 二十一日
  - 〃 二十二日
  - 〃 二十三日
- 石見 上石見、三吉  
阿毘緑 阿毘緑  
山上 福万来、細屋

鳥取県告示第四百四十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査並びに乳牛の結核病、ブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病の予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 ピロプラズマ病検査 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く

結核病、ブルセラ病検査 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
- ピロプラズマ病検査……血液塗沫検査
- 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
- ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表 乳牛の結核病並にブルセラ病検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
八月 二十日	鳥取市美穂地区	農協前
〃 二十三日	美保地区	〃
〃 二十四日	〃	叶検査場
〃 二十五日	〃	〃
〃 二十七日	千代水地区	農協前
〃 三十日	〃	〃
〃 三十一日	〃	晩稲検査場

牛のピロプラズマ病検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
八月 十三日	国府町雨滝地区	国府町雨滝
〃	大石地区	大石
〃	上地地区	上地
〃	広西地区	広西
〃	美敷地区	美敷
〃	神垣地区	神垣
〃	岩美町唐川地区	岩美町唐川
〃	洗井地区	洗井
〃	法正寺地区	法正寺
〃	鳥越地区	鳥越
〃	銀山地区	銀山
〃	塩谷地区	塩谷

鳥取県告示第四百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭



- 1 毒物及び劇物に関する法規
  - 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。
- 2 実地試験
  - 毒物及び劇物の識別並びにその取扱方法
- ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。
- 三 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める受験申請書に五百円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和三十七年八月三十一日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写真（申請前六月以内に脱帽で上半身を撮影したもの）

- 4 名刺判で、台紙にはりつけていないもの（二枚）
- 4 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、精神病者又はおし、つんば、盲若しくは色盲でないことを証する医師の証明書

- 別記
- 1 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 2 クラレー及びこれらを含有する製剤
- 3 シアン化合物及びこれらを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 4 水銀化合物及びこれらを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 6 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する

- 7 製剤
  - モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 9 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 14 ニークロール―四―メチル―六―ジメチルアミノピリジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

- 15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 ニ・四―ジニトロロー六―（一―メチルプロピル）―フェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・四―ジニトロロー六―（一―メチルプロピル）―フェノール2%以下を含有するものを除く。
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 21 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
- 23 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロロー六

- 24 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 25 アンモニヤ水。ただし、アンモニヤ一〇%以下を含有するものを除く。
- 26 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
- 27 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 28 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。
- 29 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カルウム五%以下を含有するものを除く。
- 30 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- 31 クロロピクリン及びこれを含有する製剤

- 32 砒弗化水素酸塩類
- 33 銅塩類。但し、雷銅を除く。
- 34 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤
- 35 ニ硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 36 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 37 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
- 38 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- 39 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 40 プロムメチル
- 41 二―四―ジニトロロー六―シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロロー六―シクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。
- 42 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのい

- 43 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 44 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。
- 45 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 46 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 47 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味

- 48 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
- 49 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
- 50 ニ臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、ニ臭化エチレン五〇%以下を含有するものを除く。
- 51 一・四・五・六・七―ペンタクロロー三・四・七―七―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロロメタノ―)―インデン及びこれを含有する製剤。ただし、一・四・五・六・七―ペンタクロロー三・四・七・七―ア―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロロメタノ―)―インデン二〇%以下を含有するものを除く。



- 52 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量三〇〇立方センチメートル以下の容量に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。
- 53 硅弗化水素酸及びこれを含有する製剤、
- 54 ジメチル二・二―ジクロロビニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 55 トリエタノールアンモニウム二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノラート及びこれを含有する製剤
- 56 ジメチル二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。
- 57 ジエチル―四―クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 58 ジエチル―二・五―ジクロルフエニルメルカプトメ

- 59 チルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 60 六塩化ベンゼン
- 61 ジプロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 62 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
- 63 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 64 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール二%以下を含有する製剤
- 65 エヌ―メチル―一―ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、エヌ―メチル―一―ナフチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。
- 66 ベーター―(二―(三・五―ジメチル―二―オキシシクロヘキサシル)―二―ヒドロキシエチル)―グルタリイミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベーター―(二―(三・五―ジメチル―二―オキシシクロヘキサシル)―二―ヒドロキシエチル)―グルタリイミド〇・二%以下を含有するものを除く。
- 67 トリブチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリブチル錫化合物二%以下を含有するものを除く。

- 67 アクロレイン
- 68 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサン及びこれを含有する製剤
- 69 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有するものを除く。
- 70 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する製剤
- 71 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 72 ジメチル―四―メチルメルカプト―三メチルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 73 エチルエヌ―(ジエチルジチオホスホリールアセチル)エヌメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 74 ジメチル―(エヌ―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

- 75 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 76 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリフェニル錫化合物二%以下を含有するものを除く。
- 77 プラストサイジンS、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 78 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

正 誤

昭和三十三年七月二十七日付け鳥取県人事委員会規則第二十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

- |    |   |   |         |         |
|----|---|---|---------|---------|
| 頁  | 欄 | 行 | 誤       | 正       |
| 16 | 上 | 1 | 要件をみたして | 要件を満たして |
|    |   |   | いるもの    | いるもの    |
| 17 | 下 | 6 | 第三項     | 第三項     |